

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

- 保安林の指定施業要件を変更する旨の通知があった件十三件 六六
- 保安林の指定施業要件を変更する件二件 六三
- 保安林の指定施業要件を変更する旨の通知をする森林所有者等の所在が不明であるため当該通知の内容を掲示した件 六三
- 道路の区域を変更する件二件 六三
- 道路の供用を開始する件二件 六四
- 宅地建物取引業法により公開による聴聞を行う件 六四

告 示

福島県告示第七七十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する旨の農林水産大臣から通知があった。

平成二十八年十二月二十日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
南会津郡只見町大字布沢字鳥越山三五三〇の一
- 二 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 三 変更後の指定施業要件
1 立木の伐採の方法
(一) 主伐に係る伐採種は、定めない。

- (二) 主伐として伐採をすることができるとする立木は、只見町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び只見町役場に備え置いて縦覧に供する。）
- （森林保全課）

福島県告示第七七十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する旨の農林水産大臣から通知があった。

平成二十八年十二月二十日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
南会津郡只見町大字黒沢字上ノ山七八四の一四から七八四の一六まで、七八四の二
 - 二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
 - 三 変更後の指定施業要件
1 立木の伐採の方法
(一) 次の森林については、主伐は択伐による。
字上ノ山七八四の二七（次の図に示す部分に限る。）
(二) その他の森林については、主伐に係る伐採種は、定めない。
(三) 主伐として伐採をすることができるとする立木は、只見町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (四) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び只見町役場に備え置いて縦覧に供する。）
- （森林保全課）

福島県告示第七七十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する旨の農林水産大臣から通知があった。

平成二十八年十二月二十日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
南会津郡只見町大字布沢字名高一九七三の二四、字木実坂山一九八三の四
 - 二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
 - 三 変更後の指定施業要件
 - 1 立木の伐採の方法
 - (一) 主伐は、択伐による。
 - (二) 主伐として伐採をすることができない立木は、只見町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 2 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び只見町役場に備え置いて縦覧に供する。)

(森林保全課)

福島県告示第七百七十九号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があった。

平成二十八年十二月二十日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
南会津郡只見町大字榎戸字榎戸沢入一五九六の一、一五九六の四五、一五九六の四七
 - 二 保安林として指定された目的
水源の涵養
 - 三 変更後の指定施業要件
 - 1 立木の伐採の方法
 - (一) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - (二) 主伐として伐採をすることができない立木は、只見町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び只見町役場に備え置いて縦覧に供する。)

(森林保全課)

福島県告示第七百八十号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があった。

平成二十八年十二月二十日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
南会津郡只見町大字布沢字榎名久保二六一五の五、字田沢川三五五六の二八
 - 二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
 - 三 変更後の指定施業要件
 - 1 立木の伐採の方法
 - (一) 次の森林については、主伐は択伐による。
字榎名久保二六一五の五(次の図に示す部分に限る。)、字田沢川三五五六の二八
 - (二) その他の森林については、主伐に係る伐採種は、定めない。
 - (三) 主伐として伐採をすることができない立木は、只見町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (四) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 2 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び只見町役場に備え置いて縦覧に供する。)

(森林保全課)

福島県告示第七百八十一号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があった。

平成二十八年十二月二十日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
南会津郡只見町大字小林字鷹埋山一七一の八、一七一の三三、一七一の三四、字後ノ山一七二二、一七二四の一三から一七二四の二〇まで
- 二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 三 変更後の指定施業要件
 - 1 立木の伐採の方法

(一) 次の森林については、主伐は択伐による。
 字鷹埋山一七一一の八

(二) その他の森林については、主伐に係る伐採種は、定めない。

(三) 主伐として伐採をすることができる立木は、只見町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(四) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度
 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び只見町役場に備え置いて縦覧に供する。)

(森林保全課)

福島県告示第七百八十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があった。

平成二十八年十二月二十日

福島県知事 内堀雅雄

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
 南会津郡只見町大字塩ノ岐字入山二〇一一の二七、二〇一一の四八、二〇一一の四九

二 保安林として指定された目的
 土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法
 (一) 次の森林については、主伐は択伐による。
 字入山二〇一一の二七

(二) その他の森林については、主伐に係る伐採種は、定めない。

(三) 主伐として伐採をすることができる立木は、只見町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(四) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度
 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び只見町役場に備え置いて縦覧に供する。)

(森林保全課)

福島県告示第七百八十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第

二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があった。

平成二十八年十二月二十日

福島県知事 内堀雅雄

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
 南会津郡只見町大字石伏字後口山二八四の七八、二八四の一四四、二八四の一四五、大字只見字向山二八三二の二一、二八三二の二二

二 保安林として指定された目的
 土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法
 (一) 主伐は、択伐による。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、只見町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度
 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び只見町役場に備え置いて縦覧に供する。)

(森林保全課)

福島県告示第七百八十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があった。

平成二十八年十二月二十日

福島県知事 内堀雅雄

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
 南会津郡只見町大字塩ノ岐字東山一七〇五の一から一七〇五の一まで、一九四五の三、一九四五の四、一九七二の二、二四二三、字間丸貝一七〇四、一七〇六から一七一まで

二 保安林として指定された目的
 土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法
 (一) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、只見町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 次のとおりとする。
 (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び只見町役場に備え置いて縦覧に供する。)

(森林保全課)

福島県告示第七百八十五号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があった。
 平成二十八年十二月二十日

福島県知事 内堀雅雄

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

南会津郡南会津町塩江字下井戸沢乙一七九、乙一八〇の一から乙一八〇の三まで、乙一八一、乙一八二の一、乙一八三から乙一八八まで、乙一八九の一、乙一九〇から乙二〇七まで、乙二〇九、乙二一〇、乙二一一、乙二一二、乙二一五の一、乙二二六の一、乙二一七、乙二一八の二、乙二一九から乙二二一まで、乙二二三から乙二二七まで、乙二二八の一、乙二二八の二、乙二二九から乙二三七まで、乙二四〇、乙二四二の一、乙二四二の二、乙二四三、乙二四四、乙二四六の二、字上ノ台乙二四五、乙二四六、字入井戸沢乙二四八から乙二五二まで、乙二五四、乙二五六から乙二六三まで、乙二六五から乙二六八まで、乙二六九の一、乙二六九の二、乙二七〇、乙二七〇の乙、乙二七一から乙二八〇まで、乙二八二、乙二八三、乙二八五、字立ヶ平乙二八六、字空窪乙二九四、字戸野林乙二九五

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

- (一) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - (二) 主伐として伐採をすることが出来る立木は、南会津町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び南会津町役場に備え置いて縦覧に供する。)

(森林保全課)

福島県告示第七百八十六号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第

二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があった。
 平成二十八年十二月二十日

福島県知事 内堀雅雄

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

南会津郡南会津町高野字株ノ沢山二六九五の三
 保安林として指定された目的
 水源の涵養

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

- (一) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - (二) 主伐として伐採をすることが出来る立木は、南会津町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び南会津町役場に備え置いて縦覧に供する。)

(森林保全課)

福島県告示第七百八十七号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があった。
 平成二十八年十二月二十日

福島県知事 内堀雅雄

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

南会津郡只見町大字榎戸字館ノ山一五九五の二二、大字梁取字別当沢二二二六の一四、字寺沢二二四三の二七まで
 四、字寺沢二二四三の一、二二四三の一から二二四三の二七まで

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

- 1 立木の伐採の方法
- (一) 次の森林については、主伐は択伐による。
 字館ノ山一五九五の二二・字別当沢二二二六の一四・字寺沢二二四三の一六・二二四三の二六(以上四筆について次の図に示す部分に限る。)
- (二) その他の森林については、主伐に係る伐採種は、定めない。
- (三) 主伐として伐採をすることが出来る立木は、只見町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(四) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び只見町役場に備え置いて縦覧に供する。)

(森林保全課)

福島県告示第七百八十八号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があった。

平成二十八年十二月二十日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
南会津郡只見町大字小林字後ノ山一七五五の一、一七五五の三、一七五五の七、一七五五の八、一七五五の一九から一七五五の二五まで、一七五五の二七、一七五五の二八、大字塩沢字笠倉山六五九の四、字鳥屋一八一七の三
 - 二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
 - 三 変更後の指定施業要件
 - 1 立木の伐採の方法
 - (一) 次の森林については、主伐は択伐による。
字後ノ山一七五五の一・一七五五の三・一七五五の七・一七五五の八・一七五五の一九から一七五五の二五まで(以上八筆について次の図に示す部分に限る。)
 - (二) その他の森林については、主伐に係る伐採種は、定めない。
 - (三) 主伐として伐採をすることができる立木は、只見町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (四) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び只見町役場に備え置いて縦覧に供する。)
- (森林保全課)

福島県告示第七百八十九号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十八年十二月二十日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
南会津郡南会津町田島字袋ヶ沢乙九五の三、字弗乙九四の一
 - 2 保安林として指定された目的
雪崩の危険の防止
 - 3 変更後の指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - (1) 主伐は、択伐による。
 - (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、南会津町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (二) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び南会津町役場に備え置いて縦覧に供する。)
- (森林保全課)

福島県告示第七百九十号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十八年十二月二十日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
南会津郡只見町大字塩ノ岐字西山一三〇一の一、一三〇一の三から一三〇一の二三まで、一三〇一の二五から一三〇一の三三まで、一三〇一の三六
- 二 保安林として指定された目的
雪崩の危険の防止
- 三 変更後の指定施業要件

- 1 立木の伐採の方法
 - (一) 主伐は、択伐による。
 - (二) 主伐として伐採をすることが出来る立木は、只見町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 2 立木の伐採の限度
 - 次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び只見町役場に備え置いて縦覧に供する。)

(森林保全課)

福島県告示第七百九十一号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第三十条の二第一項の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第八十九条の規定により当該通知の内容を南会津町役場の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

平成二十八年十二月二十日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 所在の不明な者の氏名

阿久津昶 広野幸作 長谷川作太郎 長谷川クニ 長谷川平八 長谷川美智子 渡部泰一 阿久津泰男 阿久津貞吉 渡部五郎左 渡部新太郎 廣野照男 阿久津オツマ 永井文右衛門 堀江壽
- 二 通知の内容の要旨
 - 1 保安林の指定施業要件を変更する予定であること。
 - 2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する予定である件(平成二十八年福島県告示第七百九十九号)によること。
 - 3 当該告示の内容について異議があるときは、森林法第三十二条第一項の規定により、当該告示の日から三十日以内に意見書を福島県知事に提出することができること。

(森林保全課)

福島県告示第七百九十二号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、一般国道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県南建設事務所平成二十八年十二月二十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年十二月二十日

路線名	区 間	変更前の 変更後	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
一般国道 三四九号	東白川郡矢祭町大字上 関内内字上町一六番地 先から 同 郡同 町大字上 関内内字田中前九八番 地先まで	変更前 変更後	A 六・〇〇 B 一七・三〇 C 六・〇〇 D 五〇・三〇	一、一六一・九〇 一、一六〇・〇〇 一、一六〇・〇〇

福島県知事 内堀雅雄

(道路計画課)

福島県告示第七百九十三号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県南建設事務所平成二十八年十二月二十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年十二月二十日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前の 変更後	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道棚倉 矢吹線	白河市東釜子字殿田表 八七番一地先から 同 市東釜子字殿田表 四四番一地先まで	変更前 変更後	A 九・〇〇 B 一八・五〇	一八三・〇〇 一八三・〇〇

同 市東釜子字殿田表 四六番六地先まで

(道路計画課)

福島県告示第七百九十四号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県いわき建設事務所で平成二十八年十二月二十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年十二月二十日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前 の変更後 の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道いわ き石川線	いわき市田人町石住字 才鉢八二番二地先から 同 市田人町石住字 神山二二〇番五三 地先 まで	変更前	A 八・〇〇	二六・六一九・一
		変更後	A 一・一六・〇〇 B 九・三三 五五・二	二六・六一九・一 二六・三二五・〇

(道路計画課)

福島県告示第七百九十五号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県中建設事務所で平成二十八年十二月二十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年十二月二十日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道荒井郡山線	郡山市富久山町久保田字麓山五番 二地先から	平成二十八年十二月二〇日
同	市富久山町久保田字水神山七	

八番三地先まで

(道路計画課)

福島県告示第七百九十六号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県南会津建設事務所で平成二十八年十二月二十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年十二月二十日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道高陸田島線	南会津郡下郷町大字湯野上字川向 乙一四八番三〇地先から 同 郡同 町大字湯野上字川向 乙一四九番一地先まで	平成二十八年十二月二〇日

(道路計画課)

公 告

公告第三百十九号

宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第七十六号)第六十九条第一項の規定により、次のとおり公開による聴聞を行う。

平成二十八年十二月二十日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 聴聞の期日
平成二十九年一月十二日 午後一時三十分
- 二 聴聞の場所
福島市杉妻町二番十六号 福島県庁本庁舎一階土木総務課分室
- 三 被聴聞者
主たる事務所の所在地 福島県郡山市御前南五丁目十八番地
1 商号又は名称 株式会社ナカノコーポレーション
2 代表者の氏名 加藤 隆治

(建築指導課)